

農用地利用計画の変更要件事前確認シート

(農業振興地域の整備に関する法律(農振法)第13条第2項 農用地区域からの除外要件)

(1) 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。

①	☐ 具体的な事業計画があるか。(いつから・なにを・どうする) また、事業実施に当たって、農地転用や開発行為などの許可の見込みはあるか。
②	☐ 除外する面積は、事業の目的からみて必要最小限の面積であるか。
③	☐ 農用地区域以外の土地(自己所有地以外の土地も含む)など、他の土地は選定できない明確な理由があるか。

(2) 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。

④	☐ 地域計画の区域外である、あるいは地域計画の区域内であっても地域計画の達成に支障はないか。
---	---

(3) 農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

⑤	☐ 集団的農用地に囲まれていない縁辺部であるか。
⑥	☐ 効率的な農作業を行うために必要な農地の連担性に影響はないか。
⑦	☐ 除外が土地利用のスプロール化(虫食い状態)、混在化を招くことがないか。
⑧	☐ 農業用水路が改廃されるなど周辺の農業関連施設に影響がないか。
⑨	☐ 大型農業機械や病虫害防除作業の支障にならないか。
⑩	☐ 日照、通風、雨水・汚水等の放流により農業への影響が生じないか。影響が考えられる場合は、適切な対策が講じられるか。

(4) 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと。

⑪	☐ 認定農業者、特定農業法人などの担い手の農用地の利用に支障はないか。
⑫	☐ 認定農業者や特定農業法人などが経営する一団の農用地の集団化を損ねたり、効率的・安定的な農業経営に支障を及ぼさないか。

(5) 農用地区域内の農用地保全または利用上必要な施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

⑬	☐ ため池、防風林、かんがい排水施設、農道等の機能に支障が生じないか。
⑭	☐ 用排水の停滞、汚濁水の流入、地盤沈下などの影響はないか。

(6) 土地改良事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であること。

⑮	☐ 土地改良事業完了後8年以上経過しているか。 ※事業完了とは、工事完了の公告のあった日として取り扱う。その公告に工事完了の日が示されているときはその示された日
---	--

※1項目でも該当しないものがある場合は、農用地区域からの除外ができない場合があります。